

《施設名称》の管理運営に関する基本協定書

高知県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、《施設名称》（以下「《施設略称》」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と、〇〇の設置及び管理に関する条例（《元号》〇年高知県条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条第〇項の規定により指定管理者に指定された乙が相互に協力し、《施設略称》を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別紙〇〇〇に定めるとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（※ 〇〇〇には、管理物件を特定した仕様書、財産台帳等の名称を記載すること。）

（指定期間）

第4条 乙が管理業務を実施する指定期間は、《元号》 年 月 日から《元号》 年 月 日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（管理業務の内容等）

第5条 乙が行う管理業務は、条例第〇条に掲げる業務とする。

2 前項に規定する業務の内容は、別紙仕様書及び乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

3 乙は、本協定書、別紙仕様書及び事業計画書並びにこれらに基づく甲の指示及び通知（以下「本協定書等」という。）に従って、管理業務を実施しなければならない。

（※ 第1項の規定内容では不十分と考えられる場合は、必要に応じて詳細な業務を明示すること。

※ 業務の内容を、要求水準書、募集要領等に規定している場合は、適宜、文言を追加、修正すること。

(本協定書等に関する通知義務)

第6条 乙は、本協定書等によることができないとき又は本協定書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(管理代行料)

第7条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して管理代行料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う管理代行料は、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限として各年度の予算の範囲内で定めることとし、各年度の管理代行料の額、支払方法等については、甲と乙が別に締結する年度協定によるものとする。

(管理代行料の変更)

第7条の2 甲又は乙は、各年度中の賃金水準又は物価水準の変動等の事情に照らして、管理代行料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して文書をもって管理代行料の変更に関する協議を申し出ることができる。

2 甲及び乙は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。

3 管理代行料変更の要否及び変更後の管理代行料の額は、甲と乙の協議により定めるものとする。

【利用料金制度を導入している場合】

(利用料金収入の取扱い)

第8条 《施設略称》の利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

2 利用料金の額は、条例第〇条の規定により、乙が、あらかじめ甲の承認を得て、定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(事業等の収入の取扱い)

第8条の2 本協定に定める管理業務に係る事業の実施に伴う収入のうち、別紙〇〇〇に定める収入(以下「事業等の収入」という。)は、乙の収入とする。

(※ 別紙〇〇〇は任意様式とする。必要に応じて様式を定めること。)

<管理代行料を精算しない場合>

(剰余金の取扱い)

第8条の3 乙は、管理代行料、利用料金による収入及び事業等の収入の合計額から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額(以下「剰余金」という。)を得ることができるものとする。ただし、当該剰余金が管理代行料、利用料金による収入、事業等の収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、甲による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は、甲と乙との協議により、当該剰余金のうち甲に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができる。

- （※ 各施設の設置目的、種類、性質等により、必要に応じて具体的な内容を規定すること。）
- ※ 事業等の収入がない場合は、第8条の2を削除し、第8条の3を第8条の2とし、同条中の「管理代行料、利用料金による収入及び事業等の収入」を「管理代行料及び利用料金による収入」とするとともに、ただし書中の「事業等の収入、」を削除すること。）

＜管理代行料を精算する場合＞

（管理代行料の精算）

第8条の3 管理代行料は、毎年度、精算するものとする。

- 2 乙は、毎年度終了後速やかに収支報告書を甲に提出しなければならない。ただし、第29条に定める事業報告書において収支報告を行う場合はこの限りでない。
- 3 乙は、管理代行料、利用料金による収入及び事業等の収入の合計額から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額（以下「剰余金」という。）が生じた場合は、当該剰余金を甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、剰余金が生じた場合において、利用料金による収入の額が、甲が管理代行料の積算に用いた利用料金による収入の見込額を上回っていたときは、当該剰余金の額を上限として、利用料金による収入の額から甲が管理代行料の積算に用いた利用料金による収入の見込額を控除した額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。）を収入（この項において「剰余金による収入」という。）として収受することができる。この場合において、乙は、当該剰余金から当該剰余金による収入の額を控除した額を、甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。

- （※ 事業等の収入がない場合は、第8条の2を削除し、第8条の3を第8条の2とし、同条第3項中の「管理代行料、利用料金による収入及び事業等の収入」を「管理代行料及び利用料金による収入」とすること。）

【利用料金制度を導入していない場合】

（使用料の徴収）

第8条 甲は、《施設略称》の使用料の徴収の事務を乙に委託するものとする。

- 2 前項の規定により委託する事務の内容は、甲と乙とが別に締結する委託契約によるものとする。

（事業等の収入の取扱い）

第8条の2 本協定に定める管理業務に係る事業の実施に伴う収入のうち、別紙〇〇〇に定める収入（以下「事業等の収入」という。）は、乙の収入とする。

（※ 別紙〇〇〇は任意様式とする。必要に応じて様式を定めること。）

＜管理代行料を精算しない場合＞

（剰余金の取扱い）

第8条の3 乙は、管理代行料及び事業等の収入の合計額から実際の管理業務の実施に要し

た経費に係る適正な支出額を控除した額（以下「剰余金」という。）を得ることができるものとする。ただし、当該剰余金が管理代行料、事業等の収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、甲による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は、甲と乙との協議により、当該剰余金のうち甲に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができる。

※ 各施設の設置目的、種類、性質等により、必要に応じて具体的な内容を規定すること。
※ 事業等の収入がない場合は、第8条の2を削除し、第8条の3を第8条の2とし、同条中の「及び事業等の収入の合計額」及び「事業等の収入、」を削除すること。

＜管理代行料を精算する場合＞

（管理代行料の精算）

第8条の3 管理代行料は、毎年度、精算するものとする。

2 乙は、毎年度終了後速やかに、収支報告書を甲に提出しなければならない。ただし、第29条に定める事業報告書において収支報告を行う場合はこの限りでない。

3 乙は、管理代行料及び事業等の収入の合計額から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額（以下「剰余金」という。）が生じた場合は、当該剰余金を甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。

※ 事業等の収入がない場合は、第8条の2を削除し、第8条の3を第8条の2とし、同条第3項中の「及び事業等の収入の合計額」を削除すること。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託等の制限）

第10条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「委託等」という。）場合は、あらかじめ委託等の相手方の商号又は名称及び住所、委託等を行う業務の範囲、契約金額、委託等の必要性その他甲が必要と認める事項を記載した書面を甲に提出して承諾を得なければならない。委託等の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により管理業務の一部を第三者に委託等する場合、乙は、当該第三者（委託等先）に対し、本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託等先の義務の履行その他の行為の全てについて責任を負うものとする。

※ 委託等の取扱いについては、令和6年12月12日付け6高会計第804号「業務委託契約等における再委託等の取扱いについて（会計管理課長通知）」等を参考にすること。

(法令上の責任)

第 11 条 乙は、乙の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及びその他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(責任及びリスク分担)

第 12 条 管理業務に関する責任及びリスク分担の区分については、別記 1「責任及びリスク分担の区分表」に定めるとおりとする。

2 前項の規定により定める事項で疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任及びリスク分担の区分は、甲と乙との協議により定めるものとする。

(施設等の維持修繕)

第 13 条 施設又は設備の修繕については、1 件につき〇万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のものについては甲が、1 件につき〇万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のものについては乙が自己の費用及び責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲と乙との協議により実施するものとする。

2 乙は、故意又は過失により施設又は設備を毀損滅失したときは、甲との協議により、自己の費用で当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

〔※ 以下第 13 条から第 15 条まで、各施設の管理状況等により、必要に応じて、文言を修正〕
すること。

(甲による物品の貸与)

第 14 条 甲は、別紙に定める物品（以下「貸与物品」という。）を、無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、指定期間中において、貸与物品を常に良好な状態に保たなければならない。

3 貸与物品の修繕については、1 件につき〇万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のものについては甲が、1 件につき〇万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のものについては乙が自己の費用及び責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲と乙との協議により実施するものとする。

4 貸与物品が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲と乙との協議により、当該物品の取扱いを決めるものとする。

5 乙は、故意又は過失により貸与物品を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による物品の購入等)

第 15 条 乙は、管理業務の実施に供するために必要な物品を購入し、又は調達するものとする。

る。

- 2 前項の規定により購入し、又は調達した物品は、乙に帰属するものとする。ただし、甲があらかじめ指定した物品及び施設の管理運営に欠くことができないと認められる物品については、指定期間の満了後に甲又は甲が指定する者に引き継ぐものとする。

（緊急時の対応）

第 16 条 乙は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たらなければならない。

（暴力団の利用の排除）

第 17 条 乙は、《施設略称》の利用許可に関して、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。次条において「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、甲が定める「指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領」に基づき、甲と協議の上、適正に事務を処理しなければならない。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第 18 条 乙は、管理業務の実施に当たって、暴力団員等（暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（乙の文書提出義務）

第 18 条の 2 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、本協定に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（本協定の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、指定期間が満了した後においても適用する。
- 3 前 2 項の規定は、指定期間の末日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（指定期間が満了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受）

第 18 条の 3 乙は、指定期間が満了した後において、この管理業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、指定期間が満了した後に前条の規定により効力が生ずる乙の債務を

その第三者に引き受けさせなければならない。

- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(秘密の保持)

第19条 乙は、本協定の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報等の保護)

第19条の2 乙は、本協定による管理業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合、その取扱いについては、別記2「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(文書等の管理)

- 第20条 乙は、管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録（以下「文書等」という。）について、高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号）の規定に準じて、適正に管理及び保存をしなければならない。
- 2 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、文書等の管理について、甲の指示に従わなければならない。

(情報公開)

第21条 乙は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の規定に準じて、文書等の公開に努めなければならない。

(保険)

- 第22条 甲は、施設に係る火災保険に加入しなければならない。
- 2 乙は、管理業務の実施に当たり、別紙仕様書に定める保険に加入しなければならない。
 - 3 乙は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を、直ちに甲に提出しなければならない。

（※ 第1項には、火災保険のほか、甲が加入すべき保険を定めること。加入すべき保険がない場合は第1項を削除し、第2項を第1項とし、第3項を第2項とすること。
※ 仕様書において、施設賠償責任保険等、乙が加入すべき保険について定めておくこと。）

(特許権等の使用)

第23条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(グリーン購入等)

第 24 条 乙は、管理業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成 13 年 3 月 26 日作成)に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(管理業務の自己点検等)

第 25 条 乙は、《施設略称》の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的かつ継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて業務の改善に取り組まなければならない。

2 乙は、利用者の意見及び要望を把握し、管理業務に反映するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第 26 条 乙は、指定期間における事業年度ごとに、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 事業計画書を変更する必要があるときは、甲と乙との協議により、決定するものとする。

(管理業務に従事する者に対する措置請求)

第 27 条 甲は、管理業務に従事する者が管理業務の実施につき著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(管理業務の調査等)

第 28 条 甲は、必要がある場合には、乙に対して管理業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(事業報告書の提出)

第 29 条 乙は、毎年度終了後○日以内に、事業報告書(別記様式○)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において、指定管理者の指定が取り消された場合は、当該指定が取り消された日から○日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(※ 必要に応じて、事業報告書の様式を定めること。)

【定期の報告書の提出を求める場合は、次の条を追加すること。】

(定期報告書)

第 29 条の 2 乙は、毎月(又は毎四半期)終了後、○日以内に、定期報告書(別記様式○)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第 30 条 甲は、毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき管理業務の完了を確認し、検査を行うものとする。

(改善の指示)

第 31 条 第 28 条から前条までの規定に基づく調査、報告及び検査の結果、実施した管理業務の内容が本協定書等に適合しない場合は、甲は、乙に業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わなければならない。

(管理運営状況の評価及び公表)

第 32 条 甲は、毎年度終了後、乙による《施設略称》の管理運営状況进行评估し、その結果を公表するものとする。

(自主事業の実施)

第 33 条 乙は、指定管理者指定申請書又は事業計画書で提案した自主事業について、自己の責任及び費用により実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、乙は、《施設略称》の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

※ 自主事業の実施を全く想定しないものについては本条を削除すること。あらかじめ自主事業が決まってない場合は第 1 項を削除し、第 2 項を次のとおりとし、第 3 項を第 2 項とすること。

「乙は、《施設略称》の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。」

※ 本条の規定は、自主事業の実施を担保すること、及び公の施設の設置目的にふさわしくない自主事業の実施を防ぐことを目的とするものであるが、施設の設置目的、自主事業の実施状況等により、必要に応じて、文言を修正すること。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第 34 条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他甲及び乙の責めに帰することができない事由をいう。以下同じ。）

により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲と乙とは、管理業務の継続について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 甲に対し虚偽の報告をし、又は報告若しくは調査を拒んだとき。
- (2) 管理業務に関する甲の指示に従わなかったとき。
- (3) 関係法令、条例又は本協定に違反したとき。
- (4) 応募時の指定管理者の資格要件を満たさなくなったとき又は指定管理者指定申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
- (7) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (8) 組織的な違法行為が行われる等、施設の管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙による管理業務の実施を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(※ 非公募の施設については、第1項第4号中、「応募時」を「選定時」に改めること。)

(暴力団排除措置による指定の取消し等)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 暴力団であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 第 18 条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合について準用する。

（指定の取消し等に伴う措置）

第 37 条 乙は、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に管理代行料が支払われているときは、当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた管理代行料として甲が計算して定める金額を、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。この場合において、管理代行料を受領した日から返還した日までの日数に応じて、本協定を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の利息を付して返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100 円に満たないときは、この限りでない。

（損害賠償）

- 第 38 条 乙は、本協定に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 3 管理業務の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 4 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(損害金の徴収)

- 第 38 条の 2 乙が本協定に基づく損害金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金を甲に支払った日までの日数に応じて年 3 パーセントの割合で計算した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき管理代行料があるときは、甲は、当該管理代行料と、未払いとなっている損害金と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100 円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

- 第 38 条の 3 第 37 条及び前条の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(業務の引継ぎ)

- 第 39 条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

(原状回復義務)

- 第 40 条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、管理物件を原状に回復し、甲又は甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲又は甲の指定する者に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(重要事項の変更)

- 第 41 条 乙は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

- 第 42 条 甲及び乙は、管理業務の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不適当となったと

きは、協議して本協定を変更することができる。

(疑義の決定等)

第 43 条 本協定に関し疑義のあるとき又は本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙との協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第 44 条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

《元号》 年 月 日

甲 高知県

高知県知事 ○○ ○○ 印

(※ 教育委員会にあっては教育長)

乙 住 所

氏 名

印

別記1 責任及びリスク分担の区分表
(例)

項目	内容等	甲	乙
賃金水準の変動	賃金水準の変動に伴う費用の増加又は減少	協議事項	
物価等の変動	物価の変動に伴う物品費、光熱費及び労務単価等の著しい変動に伴う費用の増加又は減少	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
税制度の変更	一般的な税制変更(消費税を除く。)		○
	消費税の変更	○	
法令の改正	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの	○	
	施設の管理業務一般に関するもの		○
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可の取消し等		○
	甲の指定する施設の目的外使用許可	○	
	施設の利用許可、利用許可の取消等に対する不服申立て	○	
施設、設備の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	施設の新設又は増改築	○	
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
貸与物品の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		○
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの		○
	その他	○	
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等による情報漏洩、犯罪等の発生		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	その他	○	
保険への加入	火災保険への加入	○	
	〇〇保険(例:施設賠償責任保険等)への加入		○
不可抗力	不可抗力に伴う管理業務の履行不能、施設等の損害復旧等	協議事項	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取り消された場合における指定管理者の撤収費用		○

(注) 本表は、県と指定管理者との間での責任及びリスク分担の例示であること。

各施設の責任及びリスク分担については、各施設における指定管理者の業務等に応じて、責任及びリスクの内容とその分担を検討し、必要に応じて適宜、項目の追加、削除及び修正等を行うこと。この場合、指定管理者の募集要項及び協定書本文との整合性に注意すること。

別記 2

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、本協定による管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 乙は、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び管理業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本協定に係る管理業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消された後においても同様とする。

(委託の禁止)

第7 乙は、本協定による管理業務の一部を第三者（以下「委託先」という。）に委託する場合（委託先が指定管理者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 委託を行う業務の内容

(2) 委託の期間

(3) 委託の相手方

- (4) 委託が必要である理由
 - (5) 委託で取り扱う個人情報等
 - (6) 委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
 - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという委託の相手方の誓約
 - (8) 委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、委託を行ったときは遅滞なく委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 委託先
 - (2) 委託をする業務の内容
 - (3) 委託の期間
 - (4) 委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
 - (5) 委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、委託を行った場合は、委託の相手方に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

- 第8 乙は、本協定による管理業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

- 第9 乙は、本協定による管理業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、本協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、本協定による管理業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、本協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

- 第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人

番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、本協定による管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、本協定による管理業務の実施において、甲が必要であると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、本協定による管理業務进行处理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、本協定による管理業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、本協定による管理業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本協定による管理業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 甲は、本協定による管理業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。

4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又は本協定による管理業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 乙は、本協定による管理業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 甲は、本協定による管理業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(指定の取消し等)

第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定による指定の取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

《施設名称》の管理運営に関する年度協定書

高知県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、《元号》〇年〇月〇日付けで締結した《施設名称》の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次の条項により、《元号》〇年度の《施設名》（以下「《施設略称》」という。）の管理運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、《元号》〇年度における《施設略称》の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業計画）

第2条 《元号》〇年度の事業計画は、別紙に定める事業計画書のとおりとし、乙は、当該事業計画書に沿って管理業務を実施しなければならない。

（※ 基本協定に基づき定めた毎年の事業計画書を別紙として添付すること。）

【管理代行料を精算しない場合】

（《元号》〇年度の管理代行料）

第3条 甲は、《元号》〇年度の管理業務の実施の対価として、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を乙に支払うものとする。

＜年度終了後、一括して支払う場合＞

（管理代行料の支払）

第4条 乙は、基本協定第〇条の規定による検査に合格したときは、甲に対し前条に定める管理代行料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から15日以内に管理代行料を乙に支払うものとする。

＜前金払をする場合＞

（管理代行料の前金払）

第4条 甲は、前条に定める管理代行料を、乙の請求により、次表に定めるところにより支払期日までに支払うものとする。

区 分	支 払 金 額	支 払 期 日
第1回	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	《元号》〇年〇月〇日
第2回	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	《元号》〇年〇月〇日
⋮	⋮	⋮
第〇回	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	《元号》〇年〇月〇日

2 乙は、前項の請求を支払期日の15日前までに行うものとする。

3 前項の請求が支払期日の15日前までになされないときは、甲は、当該請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。

（※ 支払回数、支払期日は、管理業務の実態等を踏まえて、定めること。）

【管理代行料を精算する場合】

(《元号》○年度の管理代行料)

第3条 甲は、《元号》○年度の管理業務の実施の対価として、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)を乙に支払うものとする。

＜年度終了後、一括して支払う場合＞

(管理代行料等の支払)

第4条 甲は、基本協定第○条の規定による検査に合格したときは、管理代行料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から利用料金による収入の額及び事業等の収入の額を減じた額と前条に規定する管理代行料の限度額とを比較していずれか低い額とする。

3 乙は、前2項の規定により管理代行料が確定したときは、甲に対して管理代行料及び基本協定第○条第○項に規定する剰余金による収入(次項において「剰余金による収入」という。)の支払を請求することができる。

4 甲は、前項の請求書を受領した日から15日以内に管理代行料及び剰余金による収入の合計額を乙に支払うものとする。

※ 第2項については、利用料金制度導入の有無及び事業等の収入の有無により、次のように書き分けること。

(利用料金制度の導入：有、事業等の収入：有の場合)

上記に記載のとおり

(利用料金制度の導入：有、事業等の収入：無の場合)

2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から利用料金による収入の額を減じた額と前条に規定する管理代行料の限度額とを比較していずれか低い額とする。

(利用料金制度の導入：無、事業等の収入：有の場合)

2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から事業等の収入の額を減じた額と前条に規定する管理代行料の限度額とを比較していずれか低い額とする。

(利用料金制度の導入：無、事業等の収入：無の場合)

2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額と前条に規定する管理代行料の限度額とを比較していずれか低い額とする。

＜概算払をする場合＞

(管理代行料の概算払)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める管理代行料を、乙の請求により次表に定める支払限度額の範囲内で支払期日までに支払うものとする。

区 分	支 払 限 度 額	支 払 期 日
第 1 回	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	《元号》〇年〇月〇日
第 2 回	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	《元号》〇年〇月〇日
⋮	⋮	⋮
第〇回	残 額	《元号》〇年〇月〇日

- 2 乙は、前項の請求を支払期日の 15 日前までに行うものとする。
- 3 第 1 項の請求が支払期日の 15 日前までになされないときは、甲は、当該請求書を受理した日から 15 日以内に支払うものとする。
- (※ 支払回数、支払期日は、管理業務の実態等を踏まえて、定めること。)

(管理代行料の精算等)

- 第 5 条 甲は、基本協定第〇条の規定による検査に合格したときは、管理代行料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から利用料金による収入の額及び事業等の収入の額を減じた額と第 3 条に規定する管理代行料とを比較していずれか低い額とする。
- 3 乙は、前条の規定により既に支払を受けた概算払額が、前項の規定による管理代行料の確定額及び基本協定第〇条第〇項に規定する剰余金による収入（この項において「剰余金による収入」という。）の合計額を超えるときは、その超過額を甲の指示に従って甲に返還し、当該概算払額が管理代行料の確定額及び剰余金による収入の合計額を下回るときは、その不足額を甲に請求するものとする。
- 4 甲は、第 1 項の規定に関わらず、管理代行料のうち概算払により支払われた額に不用額があると認める場合は、甲と乙との協議により不用額を確定し、その額を甲の指定する期日までに返還することを乙に請求することができる。

※ 第 2 項については、利用料金制度導入の有無及び事業等の収入の有無により、次のように書き分けること。

(利用料金制度の導入：有、事業等の収入：有の場合)
上記に記載のとおり

(利用料金制度の導入：有、事業等の収入：無の場合)

- 2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から利用料金による収入の額を減じた額と第 3 条に規定する管理代行料とを比較していずれか低い額とする。

(利用料金制度の導入：無、事業等の収入：有の場合)

- 2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から事業等の収入の額を減じた額と第 3 条に規定する管理代行料とを比較していずれか低い額とする。

（利用料金制度の導入：無、事業等の収入：無の場合）

2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額と第3条に規定する管理代行料とを比較していずれか低い額とする。

（疑義等の決定）

第〇条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとし、年度協定に疑義のあるときは、必要に応じて甲と乙との協議により定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、年度協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

《元号》 年 月 日

甲 高知県
高知県知事 ○○ ○○ 印
（※ 教育委員会にあっては教育長）

乙 住 所
氏 名 印